

「主な論点について（第4回）」に対する意見

2026年7月21日版

池 本 誠 司

第6 プリンシプルの実現に向けて求められる具体的な方策

1 情報提供

(2) 行為規範（対応の方向性）（8頁）

（適切な支払手段の選択を支える情報提供）

ア) 消費者が複数の支払手段の中から自ら選択することが可能な場合

（例）販売業者のサイトの申込み画面に、クレジットカード払い、キャリア決済、後払い決済、収納代行などが並列的に表示されている場合（決済プラットフォーム等）

①クレジットカード払いのように、消費者があらかじめカード会社との間でカード発行基本契約を締結している支払手段を選択する場合、支払手段を選択するに当たって提供すべき情報は何か。

➡基本契約を締結している支払手段を選択する消費者は、その支払手段の仕組み、利用枠、手数料の有無、連絡先等が基本契約時に情報提供されているはずである。

ただし、キャリア決済のように、携帯電話契約時にキャリア決済の利用申込（基本契約）を締結しているはずであるが、一般に仕組みの理解が周知されていない場合は、当該支払手段の仕組みやリスクを情報提供することが必要ではないか。

➡この場合、選択した支払手段の事業者名、原因取引の事業者名、商品・役務名、代金額、契約締結日等が特定されることで、あとは基本契約を締結した支払手段提供事業者からの情報提供でカバーされるのではないか。

②事前の基本契約がない個別式の後払い決済（BNPL）や収納代行の場合、支払手段を選択するに当たって提供すべき情報は何か。

➡その支払手段の仕組み、選択した場合に利用することとなる事業者名、連絡先なども、支払手段を選択する段階で情報提供が必要ではないか。

➡この場合、選択した支払手段の提供事業者も、同様の情報提供を行うこととなる。

イ) 利用可能な支払手段があらかじめ限定されており実質的に選択の余地がない場合

(例) 後払い決済、収納代行など個別式の支払手段の場合

①基本契約を締結して利用する支払手段の場合と、②基本契約の締結がない個別式支払手段の場合とで異なる。

➡個別式支払手段の場合は、その支払手段の仕組み、事業者名、連絡先との情報提供が必要である。

ウ) 両者を通じて、情報提供の留意点

次々と登場している支払手段は、各事業者の独自の名称が表示されている一方で、その仕組みはリンク先ページに詳細な説明があるものの、意味が読み取りにくい場合は少なくない。

➡支払手段の種類や仕組みについて標準的な用語を用いて分かりやすく表示することを、業界横断的にルール化する必要があるのではないか。

2 未然防止

(2) 行為規範

ア) 悪質加盟店排除のための加盟店調査について実効性ある具体的な調査手法は、外部から具体的な手法を提案する手掛かりが思い当たらない。

これについては、支払関連事業者相互の情報交換や行政庁によるヒアリングを通じて、望ましい調査手法を選択的にガイドラインに提示するなどして、業界の加盟店調査の水準・精度を高めることが望まれる。

イ) 加盟店情報交換制度は、業界全体で悪質加盟店を排除するための制度として活用が期待されるものである。

7月10日調査会の提出資料14頁で述べたとおり、個別業界ごとに設置したのでは、業界全体からの排除の実効性が確保できないため、統一的制度に参加する方法を進めるべきである。

その場合、加盟店情報の目的外利用禁止、守秘義務、加盟店調査と登録情報の精度について、各事業者の体制整備を図ることと、業界全体で水準を向上することが望まれる。

ウ) 加盟店情報交換制度に登録された加盟店の不適正取引に関する情報は、非公開扱いとされている。

もっとも、トラブルを繰り返す悪質加盟店が倒産した場合や行政処分が行われた場合には、加盟店情報交換制度にいつ頃からどのような情報が登録されていたのか、その後に新たに加盟店契約を受け入れた事業者はどのような審査・判断により加盟店契約を認めたのか、トラブル情報が複数登録された後も加盟店契約を継続した事業者はどのような審査・判断を行っていたのかなどを、行政庁において調査し、事業者指導・処分の対象とすべきではない

か。とりわけ、トラブルを多発させた大規模加盟店や無登録決済代行業者の倒産、行政処分の際は、こうした調査により、加盟店情報交換制度の利用状況や制度を検証することが重要である。

第8 プリンシプルの実効性確保のための制度的枠組み

1 登録・届出を通じた監督の実効性確保（22 頁）

(1) 登録か届出か

一般に、登録は、登録拒否要件に照らし行政庁が事前審査を行い、登録を認めることによって事業が可能となり、登録後も継続的な監督が行われる。届出は、所定の書類を行政庁に提出し、書類に形式的な不備がなければ届出を受け付け、実質的な審査や監督は伴わない。

〔消費者や販売業者に支払手段を提供する事業〕は、**加盟店調査措置義務や苦情適切処理義務などその履行体制の整備**が求められる事項があるほか、キャッシュレス決済システムを外国法人が展開する場合、消費者が苦情申出や民事的な対応を求めるため**国内に営業者を設け代表権限を有する者を配置**することが必要であるなど、実質的な審査と継続的な監督が必要な事業であり、登録制が必要である。

(2) 対象事業者

ア)〔消費者に支払手段を提供する事業者〕は、提供する支払手段の仕組みや連絡先等の情報提供義務、苦情発生時の関係事業者と連携協力して苦情適切処理義務、過剰与信防止の調査義務など、支払手段提供事業の中核を担う事業者であり、その体制整備及び義務履行を確保するため、**登録制**による行政的監督が必要である。

イ)〔販売業者に支払手段を提供する事業者〕は、悪質加盟店による支払手段の利用を未然防止するため取引開始時の加盟店調査措置義務並びに苦情発生時の苦情内容に応じた加盟店調査措置義務を履行する重要な立場であり、その体制整備及び義務履行を確保するため、**登録制**による行政的監督が必要である。

ウ)〔その他の関与事業者〕は、上記のような直接的義務を負う立場ではないが、支払資金の移動の公正さの確保や、苦情適切処理と加盟店調査措置の連携協力の連絡を確保する観点から、関与事業者の名称や連絡先等は明らかにされることが必要であり、**届出制**は必要ではないか。

(3) 決済代行業者の役割と登録・届出の取扱い

ア) 決済代行業者は、クレジットカード会社（アクワイアラー）と販売業者との間で、カード会社が直接加盟店契約を締結しないような中小零細事業者

対しクレジット決済を提供する事業者であり、加盟店の募集、審査、加盟店契約締結等の役割の全部または一部を担う事業者として、**「販売業者に支払手段を提供する事業者」**の立場である。

近年は、販売業者の申込サイト画面に、クレジット決済、プリペイド決済、即時払い決済、後払い決済等の複数の支払手段を表示し、消費者が選択できるように設定する**「決済プラットフォーム事業者」**や、ネット上のショッピングモールの加盟店に支払手段を提供し、申込画面にも消費者向け選択肢を表示する**「取引デジタルプラットフォーム事業者」**の介在が増えている。これらは、**「販売業者に支払手段を提供する事業者」**であるとともに、**「消費者に支払手段を提供する事業者」**の役割を兼ねていると言える。

イ) クレジット取引の実務における**決済代行業者の業態**

- ・**「包括代理構成」**（中間業者が加盟店の代理人としてアクワイアラーとの加盟店契約を締結する構成）
 - ・**「包括加盟店構成」**（中間業者がアクワイアラーから包括加盟店の地位を付与され、当該包括加盟店が店子加盟店との間で個別の契約を締結する構成）
- ➡基本的な業態としては、いずれも支払手段利用場面では消費者にはその存在が見えないが、悪質加盟店の参入防止やトラブル発生時の紛争解決に向けた重要な役割を担う。

ウ) 現行法の**クレジットカード番号等取扱契約締結事業者**（割販法 35 条の 17 の 2）として**登録を要するか否かの認定基準**

- ・アクワイアラーから**「加盟店契約の実質的な最終決定権限を付与されているか」**否かで判断する。
- ➡介在しているアクワイアラーが誰であるかを開示しないクレジット業界の慣行を踏まえると、アクワイアラーと決済代行業者との間で**「加盟店契約の実質的な最終決定権限を付与されているか」**否かを**外部から判断することは困難**である。
- ➡**「加盟店契約の実質的な最終決定権限を付与されていない」**との主張により、**無登録決済代行業者**が営業活動を展開するケースが横行し、無登録決済代行業者が悪質加盟店をクレジットカード加盟店として取り次ぎ、詐欺的取引の消費者被害を繰り返してきた実態がある。

エ) 2026 年 7 月に破産開始決定を受けた**大手無登録決済代行業者**は、2024 年に、ぼったくりバーや違法風俗営業店舗等について**加盟店名義の偽装表示による加盟店契約の不正締結**を繰り返していた事件が発覚し、元幹部の刑事事件にまで発展したにもかかわらず、その後約 2 年間にわたり当該決済代行業者が事実上営業活動を継続した挙句、大規模破産事件に至り、多数の加盟店

に立替金が支払われない事態が生じている。

➡カード会社が当該決済代行業者に対し加盟店調査措置を講じて来なかった実態を示すとともに、加盟店を獲得する役割を担う決済代行業者に対しカード会社側から取引を打ち切りにくい実態も推測できる。

➡販売業者に支払手段を提供する決済代行業者に対し、行政庁による監督の必要性を示す事案であるといえる。

オ) 決済代行業者は、従来型の業態については〔販売業者に支払手段を提供する事業者〕として、近年の決済プラットフォーム型の業態については〔販売業者に支払手段を提供する事業者〕と〔消費者に支払手段を提供する事業者〕の兼務型として、原則として登録制の対象とすべきである。

2 消費者被害発生時における民事上の効果および救済の在り方

(1) 支払関連事業者から加盟店への支払留保・消費者への請求留保(23頁)

ア) 問題の所在

支払手段を利用した原因取引についてトラブルが発生し、消費者が苦情申出をした場面において、〔消費者に支払手段を提供する事業者〕が当該苦情の適切処理(確認・伝達)(割販法 30 条の 5 の 2)を実施し、苦情伝達先の〔販売業者に支払手段を提供する事業者〕が加盟店調査措置及び結果報告(割販法 35 条の 17 の 8、省令 133 条の 8)を実施するという手順を実行する過程で、不適正な原因取引による消費者の支払の回避または既払金の早期回復を図ることができないか。

いわば苦情適切処理義務に伴う暫定的民事ルールである。

イ) 暫定的民事ルールの接合

○〔消費者に支払手段を提供する事業者〕が消費者から苦情申出を受けた際、苦情の迅速かつ適切な処理義務(割販法 30 条の 5 の 2)の具体的な処理手順として、①当該苦情の内容を確認し、②販売業者の原因取引に起因する可能性があると考えられる場合は、〔販売業者に支払手段を提供する事業者〕に対し当該苦情を伝達し、③〔販売業者に支払手段を提供する事業者〕による加盟店調査措置の実施及び④その結果の報告を受け、⑤消費者に報告し事案解決を目指すという手順を採る。

○その手続を実施する相当期間は、⑥消費者への暫定的に請求停止(自動引落停止)と加盟店への立替金支払い留保とし、調査結果を報告して請求を再開する場合にはその間の⑦遅延損害金を発生させないとする、具体的手順を定めておくべきではないか。

○これによって、解決不能な場合の最終的な民事責任の問題に進む前に、支払手段提供事業者が連携協力して苦情適切処理及び加盟店調査を迅速かつ適切に運用することにより、**販売業者の任意の解約清算処理による支払回避または損害回復を促し、迅速な紛争解決を図ることとなる。**

ウ)【参考】日本クレジット協会の自主規制規則

○日本クレジット協会の「包括信用購入あっせんに係る自主規制規則」及び「個別信用購入あっせんに係る自主規制規則」に、消費者から抗弁事由の申出があった場合の手続の手順の定めがあるので参考になる。

同規定は、抗弁接続に関する手続的対応として記述されているが、任意の解決ができない場合の民事効果の問題の前に、支払手段提供事業者による連絡調整により任意の解決を促進する手順として請求の一時留保を定めているものであるから、苦情適切処理義務の内容として理解することができる。

(支払停止の抗弁の手続き) ※「会員」とは包括信用購入あっせん業者。

第49条 会員は、購入者等から抗弁の申出があった場合には、次の手続きにより当該申出を処理することとする。

- (1) 購入者等に対し、抗弁事由、商品等の内容、加盟店名その他の内容について、書面又は電磁的方法等による提出を求める場合には、別紙記載例12の内容を参考にして行うこととする。
- (2) 申出の受付後、購入者等の抗弁事由その他の状況を確認するため、直ちに購入者等及び加盟店に対する状況調査を行うものとする。
- (3) 明らかに抗弁事由に該当しないと判断した場合を除き、前号の調査結果を当該購入者等に伝えるまでの間は、当該購入者等に対する包括クレジット契約に基づく債務の支払に関する請求は行わないこととする。

2 会員は、購入者等からの抗弁の申出があった場合には、当該手続きの処理を長期間放置してはならない。

(支払停止の抗弁に対する支払請求の再開)

第50条 会員は、その抗弁事由が解消されるまでの間、購入者等に対して前条第1項第3号に基づき停止した請求を再開してはならない。

2 会員は、抗弁事由が解消されたと判断した場合には、購入者等に支払方法、期間、再開の理由を説明したうえで、支払請求を再開することとする。なお、会員は、請求手続の停止期間を遅延扱いとしてはならない。

※個別信用購入あっせんに係る自主規制規則61条・63条も同様の規定。

(2) 抗弁接続

○二月超後払いの個別・包括信用購入あっせんにおいて、原因取引が解除・取消し・無効等の事由がある場合、与信契約に関する未払金の請求に対し支払いを停止できる。

- ・支払手段提供事業者の認識・認識可能性・過失を問わない。
- ・効果は、未払金の支払い停止であり、既払金返還請求には及ばない。

▲前払い・同時払には性質上適用がない。

【論点】抗弁接続規定を翌月一括払い決済に適用対象を拡張できるか？

- 下記最高裁判決は、抗弁接続規定は消費者保護のための政策的規定であり、その適用要件を外れる場合は、無因論を前提に適用を否定しているが、これを肯定する実質的・理論的根拠は存在するか？
- 包括方式（カード式）と個別方式とで区別することはどうか（後述4）

(3) 判例法理における信義則違反・過失責任構成

①原因取引と与信契約は実質的に密接な関連性があるとしても、別個独立の契約であることから、与信契約を締結するに当たり、原因取引に解除・取消し・無効事由が発生することを、与信業者において知り若しくは知りうべきであった場合など、信義則上、請求制限を認めることを相当とする特段の事情がある場合のほかは、抗弁接続は認められない（最高裁平成2年2月20日判決）

②原因取引に公序良俗違反無効事由（デート商法）があるとしても、販売業者の与信契約への関与の内容・程度、原因取引の無効事由につき与信業者の認識の有無・程度に照らし、与信契約の効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、与信契約が無効とはならない（最高裁平成23年10月25日判決）。

→支払手段提供事業者が原因取引の無効・取消し・解除等の事由の発生につき認識しまたは認識可能であった場合などは、信義則上請求制限・既払金返還が認められる余地がある。

<課題>

▲支払手段提供事業者と加盟店との事業者間の内部事情による認識可能性を消費者側で立証することは著しく困難である。

▲決済代行業者等が介在する場合、消費者が直接接していない決済代行業者等と加盟店との間の内部関係による認識可能性を立証することは一層困難である。

▲どのような事情があれば認識可能であったと評価できるか基準が不明確で

ある。

（４）消契法 5 条（媒介者の法理）による与信契約の取消し構成

○個別信用購入あっせん契約を特商法 5 類型（訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引）に利用した場合、加盟店は個別クレジット契約締結の媒介者と認められるとして、原因取引の勧誘行為に不実告知等の取消し事由が認められるときは、委託元の個別クレジット契約も取消しができる（割販法 35 条の 3 の 13～15）。

➡（**実質的根拠**）個別クレジットを利用した悪質商法被害が多発し、悪質加盟店による不適正取引を排除し被害を救済するには、未払金の抗弁接続だけでは実効性に欠ける。加盟店調査義務違反があった場合に過失責任構成により既払金返還責任を認めることが検討された。

これに対し、消費者が与信業者の加盟店調査義務違反の存在を立証することは極めて困難であり、被害救済の実効性に欠けるとして、消契法 5 条による与信契約の取消し構成が採用された（割販法平成 20 年改正に向けた審議会の議論参照）。

➡（**理論的根拠**）原因取引とクレジット契約は原則として別個独立（無因）であるが、個別信用購入あっせんの加盟店は個別クレジットの契約内容の協議・クレジット申込書の作成などを個別クレジット会社から委託を受けて実施しており消契法 5 条の媒介者に当たると捉える。

＜課題＞

▲消費者とクレジット会社間に事前に利用限度額の設定等の基本契約が存在するカード方式（包括信用購入あっせん）には適用がない。媒介者に当たるといえるか。

▲個別クレジットの契約締結過程に起因する事由であれば、不退去退去妨害等の困惑類型も適用が可能であるが、**後発的事由**（債務不履行解除・契約不適合解除）には適用がない。契約締結過程（勧誘行為）に関しない無効事由の場合も適用が困難。

（５）苦情適切処理義務違反・加盟店調査義務違反による責任構成

○原因取引に解除・取消し・無効事由が存在する事案について、支払手段提供事業者に加盟店調査義務違反・苦情適切処理義務違反が認められる場合は、支払手段提供契約を締結したことが違法であったとして、請求制限または既払金返還責任をみとめる。

➡（**理論的根拠**）原因取引に解除・取消し・無効事由が発生することを、支

払手段提供事業者において知り若しくは知りうべきであった場合に請求制限・既払金返還責任を認める判例法理を基礎としつつ、悪質加盟店排除のための具体的調査措置義務を定めることにより、未然防止と被害救済を結びつける。

- ➡（実質的根拠）支払手段提供事業者がどのような行動を採らなかった場合に責任が成立するのかを明記することにより、消費者の立証責任がある程度緩和される、事業者の予見可能性が明確化する。

【論点 1】 公法上の義務違反が民事上の効力に結びつくのはどのような根拠か

- ・加盟店調査義務・苦情適切処理義務は、単なる公の秩序維持の目的ではなく、支払手段利用者である消費者保護の目的である。

＜参考＞割販法 30 条の 5 の 2（苦情適切処理義務等）には「利用者等の利益の保護を図るため」との文言を規定している。

【論点 2】 過失責任による損害賠償責任の効果として既払金相当額の損害とするのはどのような根拠か

- ・〔消費者への支払手段提供事業者〕と〔販売業者への支払手段提供事業者〕とは連携協力して、悪質業者を排除し不適正な原因取引により消費者が被害を受けないよう調査措置する責任を負うことを、加盟店調査措置義務の規定に定めることにより、その義務に違反する支払手段提供契約は違法・無効であるとの評価を導くことができ、当該契約に基づく請求の禁止または当該契約による既払金相当額の損害賠償に結びつける。

＜参考＞平成 20 年改正時の個別信用購入あっせん契約に係る原因取引の調査義務（割販法 35 条の 3 の 5）には、調査の結果、違法な勧誘行為による取引であると認めるときは、個別クレジット契約の締結禁止（割販法 35 条の 3 の 7）を規定している。

平成 28 年改正時のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査措置義務（割販法 35 条の 17 の 8）には、①加盟店契約締結時の調査の結果、法令基準に不適合またはそのおそれがある場合は、加盟店契約の締結禁止とされ（同条 2 項）、②苦情発生時の調査の結果、法令基準に不適合の場合は、加盟店契約解除その他の措置を講ずるものと規定されている（同条 4 項）。

【論点 3】 決済代行業者等の加盟店調査措置が不履行である場合

消費者の苦情申出を〔消費者への支払手段提供事業者〕から〔販売業者への支払手段提供事業者〕に伝達したが、〔販売業者への支払手段提供事業者〕がこれについて適切な調査・措置・報告を履行しない場合、〔消費者への支払手段提供事業者〕が既払金返還等の民事責任を負うのか。

- ・2016（平成28）年改正以前の包括信用購入あっせん業者〔消費者への支払手段提供事業者〕は、自らまたは関連事業者と連携協力して、消費者からの苦情申出を適切かつ迅速に処理すべき義務を負うものとされていた（割販法30条の5の2の条文は平成28年改正以前と現在と同じ）。
- ・平成28年改正前の省令60条は、消費者から受け付けた苦情を把握し、自社の加盟店である場合は、加盟店に問い合わせ販売方法を調査し、原因取引が取消し事由に該当する場合は加盟店による返金対応等を確認し、同種苦情が多発する場合は再発防止策を講ずるものとされ、アクワイアラー経由の加盟店の場合は、認定割賦販売協会の保有情報の確認その他の方法により苦情処理のための必要な調査を行うものと規定されていた。アクワイアラーとの連携協力は規定されておらず、自社の責任で必要な調査と苦情処理を行うものとされていた。
- ・平成28年改正により、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラー等）が加盟店調査措置義務（割販法35条の17の8）を負うものと規定され、包括信用購入あっせん業者は苦情伝達義務が強調されているが、アクワイアラー等は加盟店調査措置の結果を苦情を通知した包括信用購入あっせん業者に報告するものと規定されており（省令133条の9）、両者が連携・協力して消費者に対する不適正取引の適切な処理を行うものとされている。

⇒したがって、〔消費者への支払手段提供事業者〕が消費者の苦情申出を〔販売業者への支払手段提供事業者〕に伝達したが、これに基づく調査・措置・報告が履行されないため、加盟店の任意の解約返金対応等が行われない場合、消費者の申出内容が原因取引の解除・取消し・無効事由に該当すると認められる場合に、加盟店側の有効な反論がない状態であるから、〔消費者への支払手段提供事業者〕が当該消費者に対し民事責任を負ったうえで、〔消費者への支払手段提供事業者〕から〔販売業者への支払手段提供事業者〕に対する事業者間内部の求償権行使により損害負担を求めることとなる。

【論点4】苦情申出を受付けたが苦情伝達を実行しない場合

消費者からの苦情申出について、〔消費者への支払手段提供事業者〕から〔販売業者への支払手段提供事業者〕に対する苦情伝達を怠ったために、加盟店への調査措置が行われず、加盟店による解約返金等の対応がない場合、〔消費者への支払手段提供事業者〕が既払金返還等の民事責任を負うのか。

- ・消費者の苦情申出の内容が原因取引の解除・取消し・無効事由に該当すると認められるような場面において、〔販売業者への支払手段提供事業者〕に対する苦情伝達を怠ったために、原因取引に瑕疵はないとする加盟店側の有効な反論が提出されず、また原因取引に瑕疵があるとして任意の解約返金対応もなされないような場合、苦情適切処理義務を怠った原因者である〔消費者への支払手段提供事業者〕が、消費者の苦情申出への有効な反論が提出できないことにより、既払金返還責任を負うものと考えるべきである。

⇒東京高裁平成 22 年 3 月 10 日判決（消費者法ニュース 84—211）

は、消費者からの苦情申出に対し事業者が苦情適切処理の信義則上の義務を怠った事案であるが、原因取引に解除・取消し・無効事由が存在していたか否か不明な事案を含む考え方として捉えるのではなく、消費者の苦情申出の内容によれば解除・取消し・無効事由に該当するものと推認できるにもかかわらず、苦情適切処理義務を履行しないために有効な反論ができなかった場合は、消費者の申出内容を事実と認定し既払金返還責任を負うものと判断した裁判例と捉える。

【論点 5】決済代行業者が形式的な加盟店調査にとどまる場合

消費者の苦情申出内容が原因取引の解除・取消し・無効事由に該当し得るものとして、〔消費者への支払手段提供事業者〕から〔販売業者への支払手段提供事業者〕に伝達したところ、「加盟店に問い合わせたところ不当な勧誘行為ではないと否定したので請求中止や既払金返還には応じられない」という簡単な回答が届いた場合、消費者が訴訟提起によって原因取引の違法性を立証するほかないのか。消費者が直接関与していない決済代行業者等の加盟店との間の事情を立証することは困難ではないか。

- ・過失による請求制限・既払金返還責任の限界の問題であるが、当該苦情に関する問い合わせで加盟店が否認したというだけで有効な取引であったと即断するのではなく、例えば、消費生活相談（PIO-NET）において当該加盟店について複数の苦情相談が寄せられている場合、それらの苦情申出に対しても適切な加盟店調査が行われていない可能性があることや、加盟店契約時の販売方法調査が不適切であった可能性もある。
- ・加盟店情報交換制度に当該加盟店の不適正取引情報が適切に登録されていたかどうかは、外部に公表されないため確認できない。
- ・加盟店調査措置の記録を作成・保存する義務（割販法 35 条の 17 の 8

第5項)があるので、その開示を求めるか、行政庁による調査を要請するなどして、加盟店調査の適正化を求めることが必要。

3 後払い決済について (25 頁)

○与信機能を有する支払手段であるにもかかわらず、法規制の対象外であることに対し、制度改正の必要性はどうか。

(1) トラブルの実態と法整備の必要性

第17回調査会(2025年7月10日)の資料6(池本提出)において述べたとおり、トラブルの実態に照らせば、法規制の必要性は明らかである。

(2) 法規制の方向性

ア) 2月内払いへの適用

後払い決済は個別方式の2月内後払いをネット通販を中心に展開している業態であるから、仕組みとしては2月超後払いの個別信用購入あっせんの規制内容を参考にしつつ、適用を除外する事項の有無を検討することが適切である。

即時払いのデビット決済は、銀行預金の振込送金時間の関係で、休日などを挟んで2~3日後払いとなることがあるが、社会的には即時払いの範囲として認識されている。そこで、原因取引に対する支払手段契約締結日から1週間未満の支払期日の場合は、後払い決済の適用対象から除外することが考えられる。**隙間が生じないように。**

(注) 日弁連 2013 年 7 月 19 日付「クレジットカード取引等の適正化実現のため割賦販売法の改正を求める意見書」6 頁。

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2013/130719_3.html。

イ) 契約条件等情報提供義務

匿名性を悪用した悪質業者への支払手段の提供のトラブルを防止するためには、原因取引の事業者名、連絡先、商品・役務名、数量、価格、解除権の有無・内容、後払い決済の事業者名、連絡先、支払額、支払日、その他の契約条件を表示した情報提供義務が必要である。決済代行業者を利用している場合は、その事業者名、連絡先も表示すべきではないか。

一括払いであるために、期限の利益喪失条項や所有権留保等は不要となる事項があろう。

ウ) 加盟店調査義務と苦情適切処理義務

現行法は、特商法5類型について適正与信調査義務(割販法35条の3の5)を規定し、加盟店契約締結時、個別与信契約締結時及び苦情発生時の3段階の加盟店調査義務を規定している。苦情発生時の苦情適切処理義務(同

法 35 条の 3 の 20) は、店舗販売及び通信販売を含めてすべての取引について適用される。

ネット取引の匿名性を悪用した悪質販売業者の取引に後払い決済を提供することによってトラブルが多発している現状に照らし、通信販売についても、適正与信調査義務に相当する 3 段階の調査義務を適用すべきである。むしろ、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査義務は、取引類型の限定なく加盟店契約締結時の調査及び定期的調査を義務付けていることからすれば、後払い決済についても加盟店契約時の調査義務を適用することも検討すべきではないか。

個別原因取引及び支払手段契約の締結時の販売方法調査義務は、個別信用購入あっせんの場合は電話意思確認の方法（省令 76 条 10 項）であるが、ネット取引での支払手段提供契約では電話意思確認という手順が想定されていない。そこで、ネット上の後払い決済申込確認画面に、原因取引の購入商品総数量・代金総額を表示して確認ボタンを押下する手続を設けるなど、ネット取引における販売方法等の調査方法を検討すべきである。

エ) 民事規定

加盟店調査義務違反及び苦情適切処理義務違反による請求制限または既払金返還責任を設けるべきことは、前述のとおりである。

抗弁接続規定についても、前述のとおり適用すべきであると考ええる。

現行法は、抗弁接続規定の適用対象取引の金額を 4 万円以上と定めているところ、デジタル技術を利用した簡易迅速な支払手段をネット取引において提供する場合は、ゲームサイトの利用など反復継続する取引の支払手段として利用するケースが多いことから、同一月内における同一加盟店の反復継続する取引の合計額が 4 万円以上となる場合は適用対象とすべきである。

（注）前掲日弁連 2013 年 7 月 19 日付意見書 6 頁。